

大阪府立精神医療センター再編整備事業の事業者選定に係る
要求水準等の確認事項（対話結果の概要）

1. 入札参加予定者から、提出された「要求水準等の確認事項」に関して、事業者のノウハウ・アイデアの提示等により、事業者の権利・競走上の地位その他正当な利益を害するものとして指定した事項については、事業者の了解なしには公表しないこととしているため、全ての確認事項の内容を公表するものではない。しかしながら、要求水準の変更など、他の入札参加を予定する者にも知らせることが、公平性の観点から必要と判断される事項については、非公表を希望した確認事項に関するものでも、要求水準の変更点等は【資料3】に記載している。

2. 対話事項は、①施設配置に関する事項、②設備機器に関する事項、③内装・仕上げに関する事項、④物品廃棄に関する事項、⑤保守管理・修繕更新業務に関する事項、⑥医療関連サービス業務に関する事項、⑦独立採算事業に関する事項、⑧事業契約・リスク分担に関する事項の8分野に大別できる。

以下、分野別に対話の概要と要求水準書等の修正点について述べる。

3. 施設配置に関する事項では、具体的な施設配置の考え方に関して要求水準への適合確認があったが、一部を除き、個々の内容は事業者のノウハウ・アイデアに関する事項であるため非公表とする。また、「要求水準書附属資料Ⅰ 面積表」に定める諸室（医療観察病棟を除く）の面積は内法面積として要求しているが、提案時の事業者負担が過大とならないようにするため、各室の面積の5%増しの値（四捨五入）を壁芯面積での要求水準として読み替えてもよいものとした。

4. 設備機器に関する事項では、具体的な機器整備の考え方に関して要求水準への適合確認があったが、一部を除き、個々の内容は事業者のノウハウ・アイデア等に関する事項であるため非公表とする。

その他の内容に関しては、【資料2】を参照されたい。

5. 内装・仕上げに関する事項では、保護室を始めとする各室の内装・仕上げの考え方に関して要求水準への適合確認があったが、個々の内容は事業者のノウハウ・アイデアに関する事項であるため非公表とする。

なお、病院機構の意図を明確に伝えるため、諸室の内装・仕上げに関する表現の修正を行った。

6. 物品廃棄に関する事項は、管理を要する廃棄物の扱いなどに関して確認があったが、病

資料1

院機構が廃棄処理を行うことを確認した。

その他の内容に関しては、【資料2】を参照されたい。

7. 保守管理・修繕更新業務に関する事項は、業務内容の意味するところに関して対話が行われたが、一部の内容は事業者のノウハウ・アイディア等に関する事項であるため非公表とする。なお、病院機構の意図を明確に伝えるため、「更新」の定義や事業期間終了1年前に行う劣化診断の進め方について修正を行った。

その他の内容に関しては、【資料2】を参照されたい。

8. 医療関連サービス業務に関する事項では、小遣金システムの扱い、電子カルテシステムと医事業務との関係、食事提供業務、洗濯業務や警備業務等の細目に関して要求水準への適合確認があったが、一部の内容は事業者のノウハウ・アイディア等に関する事項であるため非公表とする。

小遣金システムについては、対話を踏まえて、当該システムの整備は病院機構で行うこととした。また、開示要請のあった資料をすべて公開するので、効率的な業務実施の提案を期待する。

その他の内容に関しては、【資料2】を参照されたい。

9. 独立採算事業に関する事項では、売店業務、私物洗濯業務等に関する考え方に関して要求水準への適合確認があったが、一部の内容は事業者のノウハウ・アイディア等に関する事項であるため非公表とする。

その他の内容に関しては、【資料2】を参照されたい。

なお、病院機構の意図を明確に伝えるため、独立採算業務に関する業務要求水準書について修正を行った。

10. 事業契約・リスク分担に関する事項は、基本的に解釈の確認であったが、一部の内容は事業者の権利等正当な利益を害する等に関する事項であるため非公表とする。

その他の内容に関しては、【資料2】を参照されたい。

以上